

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1 現状

(1) 地域の災害リスク

(地震)

地震ハザードステーションの J-SHIS Map によると、震度 6 弱以上の地震が今後 30 年間で 26 % 以上の確率で発生すると予測されている。

また、当町の地域防災計画では約 100 年周期で発生すると想定されている「東海・東南海・南海 3 連動地震」と千年に一度と想定されている「南海トラフ巨大地震」ではともに震度 6 強となり、非常に激しい揺れになることが想定されている。「東海・東南海・南海 3 連動地震」は死者 11 人、建物全壊・焼失 214 棟の被害が発生し、「南海トラフ巨大地震」では死者 39 人、建物全壊・焼失 932 棟と大きな被害となることが想定されている。

(洪水)

和歌山県が公表している計画規模降雨・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図では、椿山ダム下流において河川氾濫による浸水が想定されている。浸水想定区域の一部には、行政施設・商工業関係施設・住宅・駅等が予測されている。また、幹線道路が日高川流域に沿っているため、道路崩壊や長期停電等のライフラインの寸断が予測される。

(土砂災害)

当町の地域防災計画によると警戒区域で 1,030ヶ所、特別警戒区域では 252ヶ所が指定されている。

(その他)

紀伊半島に甚大な被害をもたらせた平成 23 年 8 月の台風 12 号により、本町では、死者・行方不明者 4 名、全半壊 60 棟、床上浸水 193 棟、床下浸水 88 棟の被害とともに、道路の寸断による 10 地区を越える孤立集落の発生、4500 軒を超える停電、4000 戸弱の断水ならびに、田辺・龍神エリアでの通信孤立が発生している。

(2) 商工業者の状況

・商工業者等数 379 人

・小規模事業者数 347 人

【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
商 工 業 者	建設業	114	112	町内に広く分散している
	製造業	34	26	町内に広く分散している
	卸小売業	75	69	日高川沿いに多い
	飲食業・宿泊業	39	33	日高川沿いに多い
	サービス業	55	50	町内に広く分散している
	その他	62	57	町内に広く分散している

(3) これまでの取組

①当町の取組

- ・日高川町地域防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・防災、感染症等対策備品の備蓄
- ・日高川町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

② 当会の取組

- ・ 事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・ 県火災共済協同組合と連携した火災共済等への加入促進
- ・ ストレージサービスを活用し、PCデータをクラウド上に常時バックアップ
- ・ SNSで職員の安否確認及び周辺の被害状況報告に活用

2 課題

- ・ 緊急時の取組が漠然としており、発災時に何をするのか不明
- ・ 協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。
- ・ 平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。
- ・ 保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している。

3 目標

- ・ 地区内小規模事業者に対し、自然災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・ 発災時、非常時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、当会と当町との間における被害情報報告、共有ルートを構築する。
- ・ 保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員の育成

4 その他

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

5 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

6 事業継続力強化支援事業の内容

- ・ 当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

（１）事前の対策

- ・ 発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるように事前の対策を強化する。

① 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・ 巡回、窓口経営指導時に、それぞれの事業者の業種、立地、年齢、後継者並びに従業員の有無等を考慮し、自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・ 町広報、当会ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険・共済の概要の紹介等を行う。
- ・ 小規模事業者に対し、事業継続計画（BCP）や事業継続力強化計画の認定を受けることに拘らず、事業者が割けるリソースに合った実効性のある計画の策定を支援する。

② 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・ 事業継続計画（令和3年作成）。

③ 関係団体等との連携

- ・ 地区内小規模事業者個々の災害リスクに対処するため、必要であれば和歌山県火災共済協同組合等の職員と同行し、共済加入手続きを支援する。

④ フォローアップ

- ・ 小規模事業者の事業者BCP等取組状況を確認し、日頃の巡回・窓口支援の際に計画内容の見直し等の声掛けを個別に行い、必要であれば他の支援機関を紹介す

る。

- ・当町と当会で本計画の状況確認や改善点等について協議する。

⑤当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（大規模地震、河川の氾濫）が発生したと仮定し、当町と当会の連絡ルートの確認等を行う。

（２）発災後の対策

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

①応急対策の実施可否の確認

- ・発災後３時間以内に職員の安否報告を行う。
（ＳＮＳ等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当町で共有する。）

②応急対策の方針決定

- ・当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
（台風・豪雨における例） 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨や暴風等の状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。等
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、１日以内に情報共有する。

（例：被害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害がある	・地区内１０％程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内１％程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内１％程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内０．１％程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

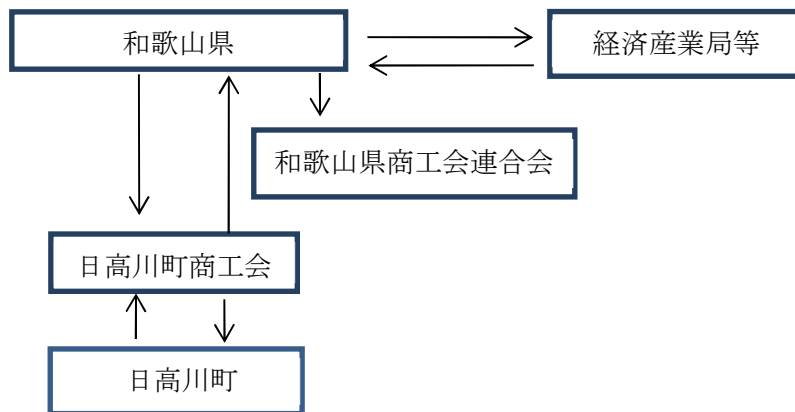
- ・本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～１週間	１日に２回共有する
１週間～３週間	１日に１回共有する
３週間以降	２日に１回共有する

③発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当町が共有した情報を、和歌山県地域防災計画や町地域防災計画に基づき報告す

る他、県の指定する方法にて当会より県へ報告する。



④応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・相談窓口の開設方法について、町と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や県、町等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

⑤地区内小規模事業者に対する復興支援

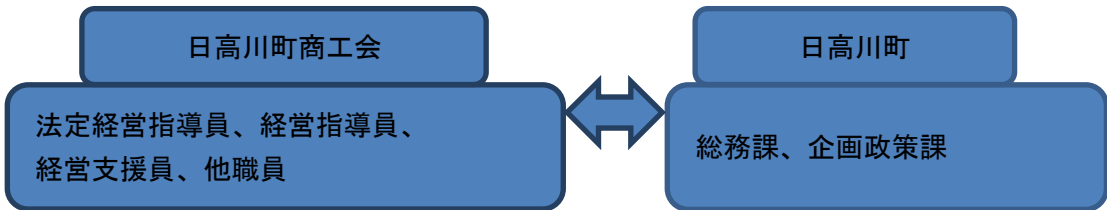
- ・町の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県や和歌山県商工会連合会に相談する。

⑥その他

- ・本計画は、当会のHP等において公表し、支援小規模事業者に対する防災・減災対策についての周知を広く行うこととする。
- ・本計画内容に変更が生じた場合は、速やかに県商工振興課へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制	
(令和 7 年 1 月現在)	
1 実施体制	
2 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第 5 条第 5 項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制	(1) 当該経営指導員の氏名、連絡先 経営指導員 井原 宏 (連絡先は下記 3 (1) 参照) (2) 当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等) ※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う ・本計画の具体的な取組の企画や実行 ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1 年に 1 回以上)
3 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先	(1) 商工会／商工会議所 日高川町商工会 〒649-1324 和歌山県日高郡日高川町土生 1 2 8 - 3 TEL : 0738-23-3434 / FAX : 0738-23-5222 E-mail : hidakagawa@w-shokokai.or.jp (2) 関係市町村 日高川町 企画政策課 〒649-1324 和歌山県日高郡日高川町土生 1 6 0 TEL : 0738-23-9511 / FAX : 0738-22-1767 E-mail : kikaku@town.hidakagawa.lg.jp
4 その他	・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに和歌山県へ報告する。

(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金の額	30	30	30	30	30
・パンフ、チラシ作製費	30	30	30	30	30

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、日高川町助成金、和歌山県小規模事業者支援補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。